

利用者情報に関するワーキンググループ（第34回）

令和7年12月24日

【小玉利用環境課課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループの34回会合を開始させていただきます。

事務局を務めます総務省利用環境課の小玉です。よろしくお願ひいたします。

本日も大変お忙しい中、また、師走の年の押し迫ったところでお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は個人情報保護委員会に加え、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）にオブザーバーとして御参加をいただきしております。

これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【山本主査】 承知いたしました。少し久しぶりの開催ということになろうかと思います。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日ですけれども、まず事務局からウェブサイトにおけるベストプラクティスの確保のための論点案について御説明いただきたいと思います。それから、続きまして、野村総合研究所様より、外部送信規律の遵守状況について御発表いただきます。その後に皆様に御議論をいただければと考えております。

それでは、まず事務局より御説明、お願ひいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。お手元に資料34-1を御準備いただければと思います。

まず、前説でございますけれども、今、先生から御紹介いただきましたように、久しぶりの開催ということにはなっておりません。本WGが昨年から取り組んできたこととしては、スマートフォン・プライバシー・セキュリティー・イニシアチブの改定の議論を行っていまして、本日お集まりの先生方、オブザーバーの方々のおかげをもちまして、本年9月に報告書がまとめられて、SPSIの改定が形になったというところでございました。

ただ、SPSIの周りの関係で、少し積み残しの検討課題というものがございましたので、今回、WG開催させていただきました。今後数回にわたって、プライバシーの保護を中心に、ウェブサイトのベストプラクティスというものを今後の検討課題として考えていきたいということで、開催をお願いしたという経緯でございます。

表紙をおめくりいただき 1 ページ目ですけれども、経緯を含めて、今後、御議論いただく論点について記載させていただきました。

一番上のボックスですけれども、9月に出ました報告書の一部の抜粋でございます。

要点としましては、今申し上げたSPSIというの、主にスマートフォンのアプリの利用者情報の取扱いに関するベストプラクティスということで、まさに法令プラスアルファのプラスアルファ部分でございました。そういうものについて、ベストプラクティスをつくっている一方で、ウェブサイトの外部送信に関してはベストプラクティスを含んでいないということでございます。

その一方で、法律ベースで皆さんに法的な義務がかかっているという外部送信規律というものがございますけれども、これはスマホアプリのみならず、ウェブサイトも規律の対象となっているところでございます。

とは言うものの、ウェブサイトへのベストプラクティスを考えるときに、例えば、ウェブサイトはOS事業者等の審査がないというところ、あるいは中小企業や個人も含めて、日本のウェブサイトの数も相当数あることを鑑みると、SPSIで多くのプライバシー保護に関する事項が書いてあるわけですけれども、その広範なベストプラクティスを、そのままウェブサイトに求めていいのかというところについては少し考えたいという記載をさせていただいております。

赤字で記載させていただいておりますとおり、外部送信を含むウェブサイトの課題について、ウェブサイト運営者に対して、どのような形でベストプラクティスを確保していくか、今後の課題として、SPSIの関係も含めて、速やかに検討を行うことが適当であると御提言をいただきました。

そういうところで、中ほどのボックス、「検討の視点」とありますけれども、ウェブサイトにつきましては、上記に鑑みて、現行の規律を遵守できているかどうかということをよく確認したいと思っております。そして、その状況を把握した上でベストプラクティスを検討するのはいかがかと思っております。

こうした観点で、論点を案として2つ挙げています。大きな2つの塊ですけれども、1つ目は外部送信規律の遵守状況です。外部送信規律の施行が2023年の6月であり、大体2年半ほど経過しておりますけれども、ウェブサイト運営事業者は、外部送信規律をどの程度遵守できているのか、アプリについても調査はしていきたく、アプリと比較して差があるかどうかを調査していくということです。あとはウェブサイト運営者が外部送信規律を遵守する

に当たって、具体的にどのような課題があるかということでございます。

2つ目は、外部送信規律を超えて求めるベストプラクティスというもので、外部送信規律プラスアルファを考えたときに、プラスアルファ部分は何に当たるのか、ベストプラクティスはどのようなものかということでございます。

そういうものが求めるべきベストプラクティスであるというサブ面と、ウェブサイト運営者に求めるベストプラクティスをどこに規定していくのかというような形式面のお話もございます。SPSIに書き込むのか、それ以外のマテリアルをつくっていくのかということでございます。

次のページ、お願ひしたいと思います。

今日はまさにスタートですけれども、次回は1月30日を予定しております。そこでは委託事業者の方にベストプラクティス等の御発表もいただくというところと、有識者のヒアリングとして、海外の状況をフォローして、クッキー規制など、あるいはベストプラクティスなどの参考にできればいいのかなと思っております。

3ページ目をお願いできますでしょうか。

外部送信規律については、皆様、よく御存じだと思いますが、理念的に図をつくっています。対象範囲として、ウェブサイトとアプリが両方入っているということと、あとは電気通信事業法に記載されているものの、電気通信事業者だけに対象を限っているものではなく、3号事業者と呼ばれている者についても基本的にはこの規律をかけていくということです。

規律の中身は、利用者の情報を外部送信する場合に、利用者に確認の機会を与えますというものです。その内容としては、通知または公表ということですけれども、もちろん同意を取っていてもいいですし、オプトアウトしてもいいということではあります、最低限通知、あるいは公表という行動が求められてくるということでございます。

次のページをお願いします。

4ページ目は前回の6月のときの資料の再掲でございます。SPSIの現行の範囲というものを規定していますけれども、アプリの世界、あるいはスマートフォンデバイスの世界、あるいはアプリストアの世界に閉じていて、個別のウェブを見に行くというところのウェブサイトと言われているところにはSPSIの現行の範囲は及んでいませんということを記載したものでございます。

5ページ目、お願ひします。

5ページ目は、大分前にはなりますけれども、パブコメでいただいた御意見です。ウェブサイトにどういうベストプラクティスを求めるのかということで、優良なSPSIをそのまま当てはめることは課題があるとおっしゃっている方もいらっしゃいますし、一緒にしたほうがいいのではないかという御意見をいただいている状況でございまして、そこは両論あるとは思っております。こちらは御参考までの資料でございます。

ひとまず事務局のほうからは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料の34-2に基づいて、野村総合研究所様から御発表お願ひいたします。

【松本氏】 では、資料を投影させていただきます。

では、野村総合研究所の松本より、外部送信規律の遵守状況について、現時点での調査結果を御報告いたします。

まず、本資料の構成の御紹介でございます。大きく2部で構成されておりまして、1番、調査の概要・実施方法と、そして2番で調査結果について御報告をいたします。

続いて2ページです。調査の概要を御説明いたします。

まず、調査の背景・目的です。

令和4年6月に成立した改正電気通信事業法において、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する電気通信事業を営む者に対して、利用者に関する情報を外部に送信する場合には、当該利用者に対して確認の機会を付与することを義務づける法律として電気通信事業法第27条の12、外部送信規律が新設され、令和5年6月16日に施行されたところでございます。

本報告では、主要なパソコン等からアクセスするウェブサイトですとか、モバイル端末からアクセスをするアプリケーションにおける外部送信規律の遵守状況について調査を行い、その遵守状況の整理を行ったものでございます。

調査対象ですが、アクセス数が多いウェブ、アプリの中から、様々な業種、サービスが含まれるよう配慮して抽出を行っております。調査数はウェブ108サンプル、アプリ109サンプルの計217サンプルとなっております。

なお、具体的な調査対象の名称についてですけれども、各サービス提供者の事業への影響を考慮して、非公表としている旨を御承知おきくださいませ。

続けて、調査対象の分類についてです。大きく2分類、計4分類で調査を行っております。

まず大分類として、1つ目にウェブ、アプリ、いずれか一方しか提供していないサービス、2つ目にウェブ、アプリ、両方提供しているサービスで区分を行っております。ウェブ、アプリ、いずれか一方しか提供していないサービスに関しては、さらにウェブのみというものとアプリのみ提供しているサービスというところで分類をしております。ウェブのみの定義としては、アプリでのサービス提供が確認できなかったサービスとして、アリストア等で検索してもヒットしないというところを確認を行っております。具体例としては、週刊誌のウェブ版ですとか、あとは価格の調査をするようなウェブサイト、あとは掲示板サイトなどが挙げられます。

続いて、アプリのみの定義ですけれども、こちらはウェブではサービスの主要な機能が提供されておらず、アプリでの利用が前提とされているようなサービスでございます。こちらも具体例としては、スマートフォンとかタブレットを前提としたUIのアプリゲームですか、決済機能やGPSが搭載されたタクシーアプリなどが挙げられます。

そして、ウェブ、アプリ、両方で提供を行っているサービスですけれども、こちらはウェブ部分とアプリ部分でそれぞれを調査しております、外部送信規律への遵守状況を確認しております。

最後、調査項目と総合判定基準についてです。

調査項目は、法令・ガイドラインに基づき、総務省様と協議の上で設定を行っております。項目の内訳については、後ほど簡単に御紹介いたしますが、詳細は参考資料の16ページから18ページを御参照ください。

また、各サービスについて、外部送信規律の遵守状況を調査、取りまとめするに当たって、調査項目に基づいて総合判定基準というものを策定しております。こちらについては4ページで御説明をいたします。

続いて3ページです。今回の調査フローを簡単に図式化しております。

フローとしては、遵守状況を判定するための情報収集と判定基準に基づく評価というところに大別をしております。

判定のための情報収集の段階では、各ウェブ、アプリにおける通知・公表の方法ですか、その詳細について確認をできるページ、画面を特定するというところ、あとは、そのページ内でどのように対応しているかというところを目視で確認を行っております。

評価の段階では、ページに表示されている内容について、法令・ガイドラインに基づいて設定をしております判定基準に沿って評価を行っております。

続いて4ページです。4ページでは、総合判定基準の詳細について御説明をいたします。

今回の外部送信規律の遵守状況に関する総合判定基準については、下部に記載をしておりますけれども、電気通信事業法ですとか、関連の総務省ガイドラインや、その解説の記載を基に行っております。

なお、今回の外部送信規律の調査は、実際に入っているタグなどとの対応は確認しておらずでして、あくまでもプライバシーポリシーなどを目視により確認したものになっております。ですので、視認で判断がし切れないような項目については、こちらの判定の基準に含まれておりませんというところを申し伝えいたします。

総合判定は、外部送信規律への対応度合いによって、各サービスをS、A、B、Cの4段階で評価・判定を行っております。Sは法令上の基準の内訳のところですけれども、法令上の義務として満たす必要がある項目だけではなく、法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目、また、法令上の義務を具体化・詳細化した項目を全て対応しているものというのをS判定として判定を行っております。

ここに書いてある法令上の義務として満たす必要がある項目というのは、参考資料16ページに詳細の記載がございますけれども、具体的な項目としては、そもそも外部送信に関して、通知・公表のいずれかが実施されているかですかとか、利用目的に関する記載が何らかされているかが含まれております。

そして、法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目、法令上の義務を具体化・詳細化した項目についてですけれども、こちらも参考資料17ページに詳細な記載がございますが、具体的な項目としては、例えば、利用目的について、送信元、送信先それぞれについて情報送信指令通信ごとに記載があるかというところなどが含まれているところでございます。

総合判定のSとAの違いで申し上げますと、今申し上げた法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目や、スラッシュの法令上の義務を具体化・詳細化した項目というところまで全て対応されているかどうかというところがSとAの境目となっております。

また、総合判定Bに関しては、法令上の義務へ何らかの対応がされているのですけれども、十分ではないもの、そしてCに関しては、そもそも外部送信に関して、通知・公表のいずれも実施されていないものというものをCと判定をさせていただいております。

以降の調査結果では、こちらの総合判定基準を踏まえて御報告をいたします。

なお、実務においては、一例ですけれども、今日のオブザーバーでもいらっしゃいますJIAA様が総務省様や有識者の方々と共同で作成されましたガイダンスにおいて、外部送信

されることとなる情報の内容と利用目的が合理的に同一と言える場合には、利用者が明確に理解できるのであれば、これを一括して記載するということも認められているあたりもしていると認識しております。今回の総合判定の調査では、こうした実務上の基準というところは織り込まれておりません。したがいまして、こうした実務的な基準によれば、必ずしも、この後お伝えをするような、今回のような判定結果になるとは限らず、そこは相対的な部分があるというところを、こちらで申し添えさせていただきます。

では、続いて5ページでは、目次の2番に入りまして、調査結果のサマリーについて御報告をいたします。以降の調査結果については、25年12月11日時点版であること、今後、調査結果の精査等の段階で多少数字が変わる可能性があるというところは御承知おきをいただけますと幸いでございます。

まず、全体の調査結果ですけれども、外部送信規律の対象となるサービスの中で、法令上の義務の遵守率がウェブのみのサービスのほうが、アプリのみのサービスよりも低い、ウェブのみのほうができるいないというところが今回出てきたところでございました。

以降のページでは、全体の調査結果の詳細を改めてグラフを用いて説明した後に、それに関連して、ウェブのみのほうがアプリのみよりも遵守率が低くなっている理由ですとか、アプリのみというところが、ウェブのみよりもS判定が多い理由、ここについて御報告をさせていただきます。

では、続いて6ページ、7ページで、全体の調査結果の詳細を御説明いたします。

先ほど申し上げた法令上の義務の遵守率について、ベンズで図式化したのが6ページになっております。

遵守率は法令上の義務として満たす必要がある項目を全て対応しているサービスの割合、つまり総合判定がA以上の割合を、ここで遵守率として記載をしております。

外部送信規律の対象となるサービスの中で、法令上の義務の遵守率というのは、このオレンジのアプリのみでは約7割になっておりまして、ウェブのみでは約4割にとどまる結果となっていました。なお、ウェブとアプリの両方を提供しているようなサービス、これはベンズでいうと重なっている部分になりますけれども、ここはいずれも約7割前後になつております。ウェブ部分とアプリ部分で遵守率に大きな差分はなかったということも今回分かってきたところでございます。

6ページでは、総合判定がA以上の割合を遵守率としてまとめているのですけれども、7ページでは、それを細分化いたしまして、総合判定がS、A、B、Cの割合を、この分類ごとに、

縦に記載している分類ごとにグラフ化を行っております。先ほどよりお伝えのとおり、総合判定A以上のサービスの割合、これが今、この7ページで赤字で記載しているものになりますけれども、この割合というのは、ウェブのみというところがアプリよりも低いところが、今回見えてきたところでございます。また、ウェブのみはA以上が約4割でして、ほかの分類と比較して低い割合となっているというところでございます。さらに、この灰色でお示しをしているC判定の割合、つまり外部送信に関して、通知・公表のいずれも実施されていない割合というのは、ウェブのみで約2割弱も存在しているといったところが明らかになっております。

8ページ以降では、今、御紹介した総合判定を出す過程で調査を行った詳細な項目をグラフ化しております。

8ページでは、法令上の義務として満たす必要がある項目、そして外部送信に関連した通知・公表しているか、それとも非対応なのかというところをグラフ化を行っております。

ここで灰色になっている割合というのは、要は7ページの総合判定でも灰色なのでC判定になっている割合なのですけれども、外部送信に関して通知・公表のいずれも実施されていないというところの割合ございます。これがウェブのみでは赤枠で囲っておりますけれども、約2割弱存在しております。これが結果として、ウェブのみのほうがアプリのみよりも法令上の遵守率が低い要因になっていると考えられます。

また、ウェブのみのほうがアプリのみよりも遵守率が低いもう一つの要因として、9ページで送信情報の記載というところを御紹介いたします。こちらは送信情報を情報送信指令通信ごとに記載しているかというところですけれども、これも法令上の義務として満たす必要がある項目でございます。

なお、御参考として、10ページのところで、送信情報が情報送信指令通信ごとに記載されているというのはどういうことかというのを、イメージ例を御紹介させていただいております。

こちらでお示しをしておりますけれども、法令では送信情報について、情報送信指令通信レベル、こういうサービス名、要は情報収集モジュールレベルで記載する、記載されている必要があるというところが定められているところでございます。

こちらについて、グレーのところを除いて、通知・公表を行っているサービスの中で見てみたときに、送信される情報を情報送信指令通信ごとに記載していない割合、赤枠をつけている割合というのが、ウェブのみでは約4割に上っております、アプリのみの赤枠のところ

るよりも多い割合となっているというところが明らかになっています。

続いて11ページ、ここまでウェブのみのほうがアプリのみよりも遵守率が低くなっている要因について御紹介いたしましたが、ここからはアプリのみがウェブのみよりもS判定が多くなっているところについて、その理由について御説明をいたします。

S判定を取るためにには、法令上の義務として満たす必要がある項目を満たしているだけではなくて、法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目ないしは法令上の義務を具体化・詳細した項目に対応している必要があるということでございます。アプリのみでは、今申し上げた法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目に含まれている利用目的の個別記載に関して対応している割合が高くないというところがS算定の割合の大きさにつながっていると考えております。

このグラフでお示しをしておりますけれども、ウェブのみとアプリのみで個別に記載できている割合というのを比べてみると、アプリのみのほうが高い割合になっているというのが見ているところでございます。

こちらも同じように、イメージをお出ししておりますけれども、利用目的を送信元・送信先別で個別に記載している例というのは、12ページの左側のようなイメージでございます。弊社における利用目的と情報の送信先における利用目的と記載しておりますけれども、これが個別で記載されているものでございます。右側は悪い例としてお示しをしておりますのが、利用目的と書いてあるのですけれども、それが送信先・送信元、どちらの利用目的を指しているか、ちょっと判然としないというところでございまして、こういうものに関しては、法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目というのを満たしていないという判断をしておりまして、こういうものはA判定以下になっているところでございます。

ここまでウェブのみよりもアプリのみのほうが遵守できている項目について中心に御報告をしてきたのですけれども、今回分かってきたところとして、ウェブのみとアプリのみのいずれにおいても遵守率の低い項目も存在するというところが分かってきました。13ページでお示ししているのが、そちらになりますけれども、送信先の社名を記載するというところに関しては、これも法令上の義務として満たす必要がある項目なのですけれども、こちら送信先の社名ないしはサービス名に関して記載ができていない割合というところが、ウェブのみとアプリのみのいずれも1割強存在するというところが、今回明らかになってきました。

最後に、御参考として、こちらは総合判定基準に含まれているものではないのですけれど

も、ガイドライン等で推奨される項目の遵守状況についても御紹介をさせていただきます。

ガイドライン等で推奨されるものとしては、送信先の国・地域を記載するですか、あとは事業者の問合せ先を記載するというところが含まれておりますけれども、ここについてはS、A、Bという判定にかかわらず、一定数のサービスが対応しているというところが、今回分かってきたところでございました。

以上の内容を踏まえまして、最後、5ページにて、本日の御報告内容のサマリーを改めてお話しさせていただいて、御報告の結びとさせていただきます。

5ページに戻らせていただきます。

まず、全体の調査結果として、改めてのお伝えにはなりますけれども、今回の調査結果では、外部送信規律の対象となるサービスの中で、法令上の義務の遵守率がアプリのみでは約7割ある一方で、ウェブのみでは4割にとどまるということが分かったところでございます。一方、その両方、アプリとウェブ両方提供しているようなサービスに関しては、ウェブ部分であってもアプリ部分であっても、あまりその遵守率に大きな差分はないというところも、6ページと7ページで御紹介したとおり、分かったところでございます。

今申し上げた全体の調査結果の要因として、ウェブのみのほうがアプリのみよりも遵守率が低い理由として、8ページと9ページで御紹介した2つを挙げております。1つ目が情報の通知・公表を行っている割合がウェブのみのほうが低いこと、そして2つ目が、送信情報を情報送信指令通信ごとに記載している割合というのがウェブのみのほうが低いことでございます。

そして、アプリのみがウェブよりもS判定が多い理由として、11ページで御紹介したところですけれども、利用目的を送信元・送信先別で個別に記載している割合がアプリのみのほうが高いというところを御紹介いたしました。

そして最後、ウェブのみとアプリのみのいずれにおいても遵守率の低い項目として、送信先名を記載できていない割合が、どちらも1割強存在するというところを御紹介させていただきました。

本日の報告に関しては、こちらのサマリーをもちまして、以上とさせていただければと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局説明、それから野村総合研究所様の御説明につきまして、構成員の皆様から、御意見、御質問ありましたら、御発言いただければと思います。御意見、

御質問の際は、事務局または野村総合研究所様のどちらに対してかお示しいただけると幸いです。チャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、指名させていただきます。よろしくお願ひします。

早速ありがとうございます。じゃあ、太田さん、お願ひいたします。

### 【太田構成員】

まず、御説明ありがとうございました。質問は特にないのですけれども、コメントと意見をちょっと言いたいと思います。

まずコメントなのですけれども、今回、現行の規律を遵守できているかというところに対して調査をしていただいて、その結果が示されたということで、アプリでも約3割対応できていなくて、ウェブのみだと約6割、半分以上のウェブサイトが対応できていないという状況が明らかになったというのは、すごく意味のあることだなと思います。

しかも、これはアクセス数が多いウェブとかアプリの中の話なので、全体にすると、もつと割合は下がっていくのかな、対応できていない割合は上がっていくのかなと思っております。

これは明らかに僕はSPSIの対象がアプリに限定されていることが原因の一つであると思っております。ウェブ、アプリを両方やっている事業者は、大手が多いというところも考えられるのですけれども、アプリの提供においてSPSIを参照して、プライバシーポリシーを作成して、ウェブもそれに倣って作成しているから、ウェブとアプリ両方やっているというところは高いんじゃないかなと。

何でそうなるかというところを考えたときに、Googleでアプリ・プライバシーポリシー作成方法というふうに検索をすると、結構たくさんコンテンツがヒットするのですけれども、そのコンテンツの中を見ていくと、情報収集モジュールについて書きましょうというのが結構書いてあるんですね。情報収集モジュールという言葉が出ているということは、これSPSIを参考に、そのコンテンツがつくられていることの証左だと思っております。なので、いろいろな事業者がマーケティングの一環として、アプリのプライバシー保護作成方法みたいなコンテンツつくるのですけれども、それはSPSIを参考に情報収集モジュールというところをちゃんと書きましょうみたいなことが書いてあると。

一方で、ウェブサイトのプライバシーポリシーの作成方法というふうに検索をすると、クッキーを利用する場合は、個人を特定するものではないということを書きましょうとか、Googleアナリティクスは規約で書くことになっているので書きましょうみたいなことは書

いてあるのですけれども、そもそも個人を特定するものではないとか、そういうのは、すごく前時代的なもので、あまり正しくないようなところが多いのですけれども、外部送信規律の話というのは全然出てこないのですよね。そもそも外部送信規律のこと、ほとんどの人が知らないということが検索をしてみても分かること。SPSIは、一方で割と知られていて参照されていると。

こういう状況を踏まえると、まず論点として、こちら事務局が提示いただいた論点ですけれども、2の外部送信規律を超えて求めるベストプラクティスというところがありますが、その前に、誰をターゲットにベストプラクティスを作成するかというところを考える必要があると思います。外部送信規律というものを前提に考えてしまうと、外部送信規律ということを全然知らないですし、全然、届けたい人に届かないものになってしまうと思います。

その上で意見としては、まずウェブサイト全体に対してプライバシーセキュリティーの対応において、どういう対応を行うことが望ましいのかみたいなことを、ちゃんと発信していく必要があると思っていて、その上で、じゃあ、どのようなウェブサイトは、これは法令事項として対応しなければいけませんよとか、これは望ましい事項ですよ、ベストプラクティスですよということを分けていくみたいな形にするのがいいのかなと思っております。

SPSIに含めるかどうかという観点でいうと、今のSPSIにウェブサイト向けの内容を追記するということだと、今までの延長線上で、スマホアプリの話の中で完結してしまうような懸念があるかなと思っていて、そもそもウェブサイトを運営している人が、自分が対象だと思わないというところに懸念があるので、今回、SPSIの中ではなくて、ウェブサイトを運営する上で、どういう対応がプライバシーとセキュリティーの上で必要なのかということを、ちゃんと示していくものというのを提供していくことが必要なのかなと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは、後で、事務局から何かコメントがあればお願いしたいと思っております。先に、まず御質問、コメントをいただきたいと思います。

それでは、森さん、お願ひいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。私も今の太田さんの御意見には全面的に賛成です。

私は事務局に1点、お伺いしたいですけれども、資料の1ページでお示しいただきました、すいません、基本的なことが分かっていなくて申し訳ないのですけれども、現在、現行の規

律の遵守状況を把握する、これは施行後、一定期間経過しているということから、もちろんそうだろうと思いますし、そういうことは必要だと思うのですけれども、その検討の視点として、現行の規律を遵守できているかについて、まず把握した上で、ベストプラクティスを検討すべきではないかと、ウェブサイトについてですね、とあるのですけれども、ここがちょっとよく分らないなと思っています。それはどういう示唆といいますか、何となく現行の規律を遵守できているかどうかというのは、これは、法制度についての周知とか、法執行とか、そういう問題だと思います。

それとベストプラクティスというのは、また話が違うといいますか、ベストプラクティスである以上は、結局のところ、法制度に含まれない部分について、ベストプラクティスですよということで、皆さんにお示しするかどうかということを考える話ですので、例えば、法制度の遵守状況が低いという場合に、じゃあ、ベストプラクティスをこうしましょうという話があるのかないのか、法制度の遵守状況が低いことが示唆することは、ただ一つ、それはもうちょっと法律を周知するか、法執行するか、一つじゃなかったですね、すいません。もうちょっと法律を守ってもらう方向にプッシュすることですよね。そのこととベストプラクティスがどういう関係があるのか。あるいはその遵守状況が非常にいいものになりました。皆さん、法律よく守ってくださいました。じゃあ、ベストプラクティスはこうしましょうという話になるのかというのは、よく分かりませんでしたので、それについて教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【山本主査】 ありがとうございます。

じゃあ、先に少し幾つか御質問いただいてから、少し時間も必要かもしれませんので、事務局からお答えいただこうと思います。

それでは、寺田さん、お願ひいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。

今回の調査でウェブのほうの法令遵守が低いということが明確になったというのが、具体的な数字で出てきたのがよかったです。

法令遵守については、今、森先生のほうからあったように、別途、どうするのかというのを考える必要があるだらうと思いますが、今回のウェブとSPSIの関係について絞って、お話をさせていただきます。特に質問はございません。意見を3つほど。

まず1つ目の論点、ウェブの場合もSPSIの内容と大きく異なることはないとは思うのですが、ウェブの場合、単に情報提供しているだけといった場合も多くて、特に中小企業では、

SPSIの内容を全て求めるまでの必要性はない場合があるのではないかとは思っています。ウェブの目的や利用者情報の収集量、たくさん集めているところというのは、当然、影響が大きいので、そういったところに対して、どこまで求めるか、あるいは何らかの段階を設けるといったようなことも考えられるのではないかと思うています。

ただし、SPSIのレベル掛けるウェブの段階とかとなると非常に複雑になってしまいますので、この辺りは利用者情報の収集量に注目して簡略化みたいなものも検討の中に入ってくるのではないかと思っています。

2つ目の論点について、今回のウェブのイニシアチブをSPSIに含めるのは、やはりスマホに限られるといった点で、ちょっと無理があると思います。ウェブのイニシアチブは、外部送信規律に合わせて、端末の種類を選ばないということが必要だろうと思っています。その場合、先ほど太田さんのはうからも御意見あったと思いますが、こちらと重なるのですが、オンラインにおけるプライバシー・セキュリティー・イニシアチブといったような大きな枠組みをつくって、その中でスマホアプリの場合、ウェブの場合、将来的にはIoTなんというのも入ってくるのだろうと思いますが、こういったふうな形に分けて追記するようなほうがいいのではないかと思っています。全てに係るものを基本的なものとして一本化し、あとはそれぞれに分けてという形であれば、事業者にも分かりやすくなると思っています。

3つ目が、最初の総務省さんの御説明からもあったとおり、海外の動きというのが、かなり大きくなります。今年の9月から10月にかけて、カリフォルニア州のCCPA/CPRAで、クッキー関係とか、こういったところで追加された内容とか、11月には、EUのデジタル・オムニバス法案、こちらのはうでも大きく追加されたのはクッキー関係だと思いますが、そういう関係で、さらに来年夏頃には、デジタル公平法というのがEUのはうで発表・提案される見込みになっています。こちらは子供の件であったりとか、ダークパターンとか、こういったことについても法案化されるようですので、こちらにも注視しておく必要があるでしょうし、また個人情報保護法の改正とか、消費者庁とか、こども家庭庁とかでも、ここに関連するようなことというのは、かなり検討がされています。こういったことというのは、何らか影響を及ぼすことというのがあるのではないかと思っています。

タイミング的に重なってしまいますので、いろいろ横やりが入って、議論が拡散、混乱しそうな気がしていますので、本件については、現状の一旦取りまとめであり、法改正とか海外の状況に応じて、改めて追加などの検討しますといったことを事前に表明しておくということをやっておいたほうがいいかなと思っています。

私のほうからは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

じゃあ、一旦ここで区切らせていただいて、これまでのところですが、事務局から何かコメントがあれば、お願いいいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

太田先生からいただいた、ベストプラクティスをこれからつくろうとする場合に、誰をターゲットにするのかというのは、まさに御議論いただきたいとは思っていて、SPSIのターゲットとしては、電気通信事業者に限っているかというと、そうではなく、広くアプリ提供者であることは踏まえなければならないと思います。ウェブサイトについても、特に外部送信規律を遵守しなければならない対象はいるわけですけれども、それは3号事業者も含めて、さらに何かもう少し求めていくものがあるのかどうなのかと、広めに取るのかどうなのかというところは見ていきたいとは思っております。

そういういたところで、誰向けなのかということも論点の一つなのかなとは思いますし、それはそもそもコンテンツをつくる上で考えていかなければならないことかと思っております。

それから、森先生から、なぜ遵守状況を調査しているのかというところ、ウェブサイトのベストプラクティスを考えるに当たって、遵守状況とは直接関係ないのではないかという趣旨の御指摘をいただきましたが、それはまさにそのとおりだと思います。

ただ、森先生自身がおっしゃっていただいたように、我々も施行から2年半ぐらい外部送信規律を見てきていて、進捗や管理の状況は気になっていたというところがあります。今回、ウェブサイトがやや弱いという結果が出てきているというところもありますので、おっしゃるとおり周知や執行はつぶさにやっていきたいと思います。

そういういたところで、SPSIで書かれていることをそのままウェブサイトに持ってきたときに、いかなる反応があるかと考えてみると、まずはベストプラクティスを検討することを考えているのですけれども、その手前の段階で、外部送信規律をまず遵守してもらうことは、一つ大きなところとしては考えていいかないといけないかとは思っております。

そういう意味で、論点2つ並べていましたけれども、1つ目は、まさにベストプラクティス以前の問題でございまして、外部送信規律の遵守状況というものと、あとはそれを遵守するに当たって足りていないところってどこなのだろうということを、執行面も含めてよく考えていきたいというのは思っています。その次にあるのが、ベストプラクティスと外部送

信規律プラスアルファを皆さんにお願いするときに、どんなものがあるのだろうということを考えていきたいという、この2段構えの構成を考えているというのがお答えになります。

寺田先生からおっしゃっていただいたように、ウェブサイトのイニシアチブというのは、端末フリーであるべきというお声もありました。全体的な完成形のようなものについては、皆様と一緒に議論を深めていきたいと思っております。そこはどういったものを書くのかということと、どういった形式にするのかという実質面と形式面のお話になってこようかと思います。

それから、寺田先生から数多くの海外事情のお話ございました。海外でも法律ベースでかなり動きがあるところがありますので、日本の法制でも、例えば、個人情報保護委員会の法律の改正の話ですとか、報道に上っていますし、あるいは消費者庁の動きもあったりはしますけれども、横目で見ながら、どういったことを考えていけるかということは、総合的に検討していきたいと思っております。

ひとまず事務局からは以上でございます。

**【山本主査】** ありがとうございます。

太田さん、森さん、寺田さん、今の事務局からの御回答に対して何かあれば、追加でコメントをお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

**【寺田構成員】** 寺田です。特にはございません。大丈夫です。

**【山本主査】** ありがとうございます。

森さん、お願いいいたします。

**【森構成員】** ありがとうございました。

若干はつきりしないところもあったのですけれども、法執行は法執行、ベストプラクティスはベストプラクティスということなのではないかなと思っておりまして、遵守状況と、一応別々に考えるべきかとは、御説明があつても思いました。

それに付け加えて、寺田さんの話について申し上げますと、ウェブにベストプラクティスを持ってくると、ウェブサイトはいっぱいあるのでというお話だったのですが、それはそうだと思います。いっぱいあると思います。

ただ、この規制というのは、いきなり何もなかつたところに規制が入ってくるわけではなくて、外部送信をしているところだけベストプラクティスと呼ばれる、規制でもないわけですよね、ベストプラクティスなので。外部送信わざわざするのだったらこうしましょうとい

う話なので、別に外部送信とかしない、素朴なウェブサイトであれば、ベストプラクティス、あまり気にする必要ないわけですので、外部送信をするウェブサイト、そして外部送信を持ちかける広告関係はじめとする事業者さんとか、そういうところで、あるいはウェブサイトをつくるウェブサイト作成代行みたいなところ、そういうところで気にしていただければいい話ですので、これまでは何も平穏無事に暮らしていたのに、こんな田舎まで、そんな司法の手が及ぶのかみたいな、そういうシナリオではないということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

寺田さん、もし何かあればと思いますが、よろしいですか。

【寺田構成員】 はい、大丈夫です。外部送信に該当しないところというのは、当然、対象外だらうと思っていますので、その辺のところも含めて、ちゃんと対象がどうなのかというのを明確にするのが重要だらうなと思っています。

以上です。

【山本主査】 貴重なコメントいただきまして、ありがとうございます。

森さんがおっしゃっているように、法令遵守の問題とベストプラクティスというのは基本的には違うレイヤーの話だと思いますので、全てがベストプラクティスのように受け取られてしまわないようにしなければならない。法令遵守というのは最低限守っていただかなければならぬということで、誤ったメッセージを送らないように気をつけなければいけないなと思いました。また、寺田さんから最後、海外の動きについて御紹介がありましたけれども、これは事務局のほうに伺いたいのですが、今後、このWGでそういった海外の動きのようなものを調査いただいたり、プレゼンいただくような機会というのはあったりしますでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

まさに1月30日、次回になりますけれども、例えば、欧州の11月に動きがありましたので、デジタル・オムニバスのような動きを有識者の方にお願いをして、プレゼンをいただこうかと思っておりますので、その際は、参考になる事柄もかなり含まれていると思っており、主たるところはクッキー的な規制をどうしているのかというところかと思っています。まだ提案があったばかりで、固まってはいないとは承知していますけれども、海外の事例についてもお話しitただく機会を次回設けていますので、その際はよろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。ぜひその辺り、アメリカのカリフォルニアの話なども出てきましたけれども、もし可能であれば、ぜひ情報を我々にも提供いただければなと思っております。ありがとうございます。

それでは、先に進ませていただいて、上沼さん、お願ひいたします。お待たせしました。

【上沼構成員】 いえいえ、どうもありがとうございました。すごく調査が分かりやすくて、ウェブにおける外部送信規律の遵守状況というのが可視化されたこと、すごく効果的なお話だと思います。

その上で、ウェブにおいて遵守状況が低いということの理由を考える必要があるのではないかだろうかと思いました。その原因の1つとして、太田構成員がおっしゃるように、SPSIが普及していることによるものなのだとすれば、それはそれでSPSIはすごいという話になるのではないかと、ちょっと思ったりもするわけです。

とすると、ウェブの事業者の方々に、どのように普及啓発をしていくかということを考えなくてはいけないのではないかと思っています。その関係で、1点、野村さんに質問ですけれども、2ページですかね。調査対象がアクセス数の多いウェブ、アプリの中からということで調査対象を選んでいただいているのですけども、ウェブとアプリで、例えば事業所の規模とか違っていたりするようなことがあるでしょうか。別にきちんと調査してなくても、何か体感的に分かるようなことがあったのであれば、それを教えていただければありがたいなと思っています。

もう1点はコメントです。5ページのサマリーで、ウェブのみのほうが遵守率が低くなる要因として、まず通知・公表をそもそも行われていないというのと、あと情報送信指令通信ごとに記載している割合が少ないということが挙げられています。とすると、その2つを記載する必要があるということが、そもそも知られていないということがこれで分かったということなので、やはりウェブ事業者に対して啓発していくかなくではないということなのかなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。

それではここで、じゃあ、野村さんに、この段階でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【松本氏】 御質問いただきありがとうございます。野村総研の松本でございます。

2ページに戻させていただいて、規模について御質問いただいたと認識しております

が、もちろんウェブとアプリで、例えばアプリのほうがすごく規模が大きい、ウェブのほうがすごく規模が小さいことがあるかというと、そうではないというのが御回答になっております。

基本的にはアクセス数が多いウェブ、アプリの中からというところで、ランキングを見ていたりですとか、そもそも皆さんに知られているようなウェブサイト、ウェブのサービスみたいなところを抜くというところを配慮して抽出を行っております。

あとは、もう一つ、規模が偏らないようにという点で申し上げますと、ウェブとアプリ両方提供しているようなサービスに関しては、各71サンプルずつ、計142サンプルありますけれども、これは両方提供しているものは、必ずウェブでもアプリでも調べるというところを徹底しておりますので、ここが142含まれているというところで、あまりサービス規模に偏りがあるというような状況は発生していないと考えているところでございます。

回答としては、以上になります。

**【上沼構成員】** ありがとうございます。規模の話じゃないとすると、ほかのところに原因があるということが分かるのでは?と思ったので、そこを伺えればと思いました。ありがとうございます。

私のほうは大丈夫です。

**【山本主査】** ありがとうございます。

それでは、木村さん、お願いいいたします。

**【木村構成員】** 御説明ありがとうございます。主婦連合会の木村です。

1点目は野村総研さんに質問なのですけれども、今回の調査で、先ほどアクセス数が多いという話がありましたが、体感的にどのくらい、今、利用しているウェブサイトとアプリの中の大体何%ぐらいを占めると考えたらいいのかというのが分かったら教えてくださいというのが1点目です。

2点目は、意見ですけれども、今回、ウェブサイトとアプリと外部送信の規律の利用実態を把握したことは大変重要なことだと思っています。意外と少ない、きちんとやってないというのが正直感じたところです。外部送信については、随分いろいろな経緯があって決めたことは記憶に新しいのですけれども、あまり守られていないことは、意外だったというのが私の正直な気持ちです。

ウェブサイトのベストプラクティスということなのですけれども、私も先ほど太田構成員がおっしゃった意見に賛成で、ウェブサイト運営の規律とするような方向で持つていけ

たらいいのではないかと思っています。というのも、先ほどから御意見がいろいろ出ておりますけれども、端末を選ばないということと、あともう一つ、私が懸念しているのは、今、AIがいろいろ出ているのですけれども、AIがどういうふうに関わっていくのかというのが読めなくて、本当に端末を決めてしまうと、もし今度また違うものができたときに、また考えなければいけないことになるので、全体を統括する、ウェブサイト全体ということで決めていっていただければと思っています。

それと、もう1点は、先ほど海外の話がありましたけれども、海外事業者は、これまでヒアリングで、いろいろ伺っていますと、海外でいろんな規制があって守っているけれども、日本の国内で、国の決まりがないから守っていないということが、結構今まであったので、ぜひ国内できちんと法律なりベストプラクティスなどをつくっていく必要があるのではないかと感じましたので、海外情勢をきちんと次回から把握していければと思っています。

以上です。

**【山本主査】** ありがとうございます。

質問が1点、野村総研様にあったと思います。御回答いただければと思います。お願ひします。

**【松本氏】** 1点目について御回答させていただきます。

御質問いただいた内容は、ウェブとアプリの総数の何%ぐらいかというところで御質問いただいたと認識をしておりますが、大変申し訳ないです。総数に関しては、ウェブ、アプリ、いずれにおいても把握をしていないというところでございまして、体感での傾向みたいなところも、したがって把握できていないというのが回答となっております。

**【木村構成員】** そうなのですね。分かりました。

数はよく分かるのですけど、大体どのくらいの割合なのかというのが知りたかったものですから。分かりました。ありがとうございます。

**【山本主査】** ありがとうございます。

それでは、呂さん、お願ひします。

**【呂構成員】** ありがとうございます。私からは質問2点、野村総合研究所様にお伺いできればと思います。

1点目は、冒頭で注意もいただいたのですけれども、「情報送信指令通信ごとに」記載をするという点についてです。これは資料34-2の9ページを見ると、ウェブのみとアプリのみで結構差も出ているところですけれども、「情報送信指令通信ごとに」ということの趣旨

は、要は、ざっくりと、当社のサイトでは外部サービスを入れていて、このような情報を外部送信したりしていますといったような、どのような外部サービスを入れていて、どの外部サービスでどのような外部送信がされているかということが分からぬような書き方では足らず、どのような外部サービスを入れていて、各外部サービスに紐付いて必要な公表事項が分かるようになっていなければならぬという趣旨だと理解しています。したがって10ページのように、必ずしも一つ一つ外部サービスごとに1つの表を作らずとも、例えば、仮定の話で必ずしも事実ではありませんが、例えばGoogleアナリティクスとAdobeアナリティクスを入れている場合に、送信先はGoogle LLCとAdobeで違いますが、送信される情報の内容が両方とも閲覧履歴で、かつ、本サービスにおける利用目的も利用状況の分析だった、というときに、2つ表を作ってそれぞれ記載するのはスペースがもったいないので、セルを結合させるなどでも良いのですが、これらの共通する事項はまとめて書いたうえで、Googleアナリティクスではこちらに送信して、Adobeアナリティクスはあちらに送信している、などといった書き方をするのは許される、という理解でおりました。野村総研様におかれても、そのような理解の下で調査されていましたかということを確認させていただきたいです。

2点目が、16ページの法令上の義務として満たす必要がある項目の、日本語で書くという点です。平易な日本語で書くことが必要をされているところですが、ここについては私は結構気になっているところがありまして、例えば送信される情報ですとか、あと送信先での利用目的というのを、送信先、つまり当該外部サービスを提供している事業者のプライバシーポリシーへのリンクを貼って表示するという場合があります。そのようにリンクを貼ることは認められていますが、リンク先が、例えば英語でしか記載されていないといった場合には、リンク先を見ても日本語では書かれていないということになるので、そのような場合をどう扱うかということが気になっていました。本調査では、そのような場合は日本語で記載されていないと評価されたのでしょうか。今の2点、お伺いしたく思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。

じゃあ、野村総合研究所様、お願いします。

【松本氏】 では、回答させていただきます。2点いただいたと認識しております。

1点目、9ページに関しての評価の仕方というところ、御質問いただいたと認識をしておりまして、作業プロセスはどのように評価していたかというところを申し上げさせていただきます。

結論、この情報送信指令通信ごとにというところで、例えば、セルが結合されていた場合

はどうなのかというところを御質問いただいたと思いますけれども、そういう場合であっても、何らかのサービス名、情報収集モジュールというものが書いてあって、それに関して目的が書いてあるですか、情報が書いてあるということであれば、そこは結合されているかとかいうところは問わずに、この情報送信指令通信ごとに記載をされていると判定を行っているというのが1点目の回答になっております。

続いて2点目、16ページに関して、平易な日本語かというところで、外国語ですとか英語で書いてある場合にどうなのかというところですけれども、「日本語で、平易な表現で記載されている必要がある」ということを前提に評価しているため、外国語の場合は「対応できていない」という評価になります。ただし、今回の調査対象217サンプルについては、「送信先の利用目的等に関するリンク先を含め、利用規約等が外国語のみで記載されている事例」は、確認されませんでした。

【山本主査】 ありがとうございます。

呂さん、いかがでしょう。今の点は。

【呂構成員】 ありがとうございます。

1点目について、書き方にかかわらず、個別の外部送信、外部サービスについて必要な事項が紐づけられて書かれているかというふうに御判断いただいたと理解しましたので、それであれば正しいと思いますので、安心いたしました。 2点目についても承知いたしました。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

今の確かに重要なところかなと思いますので、少し今後の議論のために、事務局におかれましてはテイクノートしていただければと思います。

それでは、江藤さん、お願いいいたします。

【江藤構成員】 どうも、山本主査、ありがとうございます。

まず事務局の資料のところについてお伺いしたいのですけれども、まだ十分についていっていないので、基礎的な質問になるのですけれども。

資料の1ページのほうで、論点を今回提示していただきて、(案)ということですけれども、1番で外部送信規律の遵守状況ということで、1点目の、このウェブサイト運営者が外部送信規律をどの程度遵守できているか、アプリと比較して差があるかという、ここについては、先ほどの野村総研さんの調査で、一定程度、統計上、有意な差が見られるということをお示しいただいたように思うのですけれども、この2点目、先ほど上沼先生もおっしゃった

ところかと思うのですが、サイト運営者が外部送信規律を遵守するに当たって具体的に課題があるかという点については、何かエビデンスのようなものとして、今日お示しいただいたものはなかったということで、まずよろしいでしょうか。

【山本主査】 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局、いかがでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 そうですね。今回、野村様から御発表いただいたように、要因については、今回緻密にやっているというわけではないので、ウェブサイトのほうが低いという理由について、つぶさに今回提示できていなかと思うのですけれども、一例を申し上げると、あまり外部送信規律を御存じないのか、何もやってらっしゃらない方というのは、アプリのみと比較した場合に、ウェブサイトですと、16%くらいはいらっしゃる。

周知不足なのかもしれませんし、あるいは範囲というものについて自分は対象じゃないとお考えになっているということなのかもしれないのですけれども、そういったところは課題ではないかというところを、今回つぶさに御提示はしていないと認識しています。次回以降、少し触れられればいいかとは思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

江藤さん、お願いします。

【江藤構成員】 どうもありがとうございます。確かにこの問題を 1 から 2 に向けて議論していく上で、なぜ外部送信規律が遵守されていないかという要因が分からないと、確かにここから 2 に議論を進めていく上では少し的外れな議論にもなりかねないかなと思いましたので、お伺いさせていただきました。

その関連で、野村総研さんのほうにも 1 点お伺いしたいのですけれども、先ほど木村構成員が、あるいは上沼構成員もおっしゃっていたところかと思いますけれども、まず事業規模が影響しているということでは、恐らくなさそうであると。アクセス数が多いサイトからは選んでいるということですが、これも私もよく分かっていないのですけれども、n 値 37 と 38 ですかね。ウェブのみとアプリのみを提供している事業者というのは、これはどういう事業者がウェブとアプリ双方ではなく、片方のみ提供しているのかというのも、利用形態なんかにもよるので一概には言えないと思うのですが、体感として、確かに双方を提供しているような事業者というのはすごくサービス形態が多様で大きいので、双方カバーしなければいけないのでに対して、片方のみを提供しているほうが、事業規模は分からないのですが、アクセ

ス数は多いのかもしれないのですが、何らかの要因があって、限定、外部送信規律を提供するしないの判断に影響が出ているような気もしてならないです。

お伺いしたかったのは、n値217ということですけれども、アプリのみとウェブのみを提供しているn値というのは37、38なわけですよね。なので、後者のほうは71、71のサンプル数があるので、数として比較すると比較的限定的な数値かなと思ったので、こちらのほうのn値がもう少し上がってこなかったのはなぜなのかというのをアクセス数の数との差で教えていただければと思いました。よろしくお願ひします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、野村総研さん、お願ひいたします。

【松本氏】 すいません。質問に関して、もう一度復唱いただくことは可能でしょうか。

【江藤構成員】 もちろんです。すごく簡単な言い方をしますと、ウェブ、アプリ両方提供しているのは、例えば、私のような者が思い浮かぶLINEヤフーさんとか、Googleさんとか、いろいろあると思うのですけど、ウェブ、アプリ、いずれか一方のみを提供している事業者でアクセス数が多いというのは、後者のウェブ、アプリ両方提供している事業者とは重なっていないという前提かと思いますので、数としてはもう少し、同じように71社あるのであれば、その上のほうも同じぐらいのn値があっても、サンプル数があってもよいのかなと思ったのですけど、これが限定されている理由というのはどこにあるのかというのが気になつたということです。

【松本氏】 承知いたしました。すいません。ありがとうございます。

基本としては、洗い出しの方法として、まず、この分類にこだわらずに、アクセス数が多いウェブ、アプリを抽出しているというのが1番の回答になります。

まず、洗い出しのフローとして、アクセス数が多いウェブ、アプリを抽出する。その後、それをどういう分類なのか、ウェブのみなのか、アプリのはなのか、あるいは両方提供しているサービスなのかというところをフラグづけして、今回、調査対象の抽出を行っております。

そういうところで、上から取っていった結果として、結果的にアクセス数が多いものでウェブのみだけだったのか、アプリのみだったというものが少なかったというのが今回の調査サンプルの、この偏りにつながっているというのが回答になっております。

【江藤構成員】 なるほど。大変よく分かりました。そうすると、見方によっては、アクセス数上位ランキングから取っていたときには、やはりウェブ、アプリ両方で提供している

事業者の方が多くて、ウェブ、アプリ、いずれか一方のみで提供している数は、そのアクセス数の多さの数からいうと、少なく事業者としては、数としては少ないということが分かるということですね。

【松本氏】 そうですね。必ずしも上から、1位から200位までみたいな形で取っているわけではないので、若干、必ずしもそう申し上げられるかというと、明言はできないところであるのですけれども、実際、抽出をするときに、ウェブのみ、アプリのみのほうが少なかったというのは、実感値としては、体感値としてはあるところでございます。

【江藤構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

事務局の資料の1ページ目の、今回、最初のところに、アプリとは構造が異なる上、中小企業や個人によるものも含め、日本におけるウェブサイトの数も相当数あるということを懸念して、今回、この議論に進んでいるかなという気もしたので、アクセス数が多い少ないということにこだわるというのも、もちろん重要なのですけれども、利用者保護の観点からすると、アクセス数が確かに多ければ、それだけ利用者が影響を受ける割合も大きいんですが、必ずしも中小企業や個人によるものも含めという、この観点からすると、アクセス数の多寡によらない我々の検討課題、特有の検討課題というのもあるのかなという気がしたので、その部分を、これは野村総研さんにというわけではなくて、私たちが検討する上で、今回の調査データをどのように生かしていくかということは若干の留保が必要かなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。大変重要な御指摘かと思います。ありがとうございます。

【松本氏】 すいません。ちょっと補足としてよろしいでしょうか。

【山本主査】 はい、もちろんです。

【松本氏】 今いただいた点なのですけれども、一応、アクセス数で洗い出したときに、一般的な中小企業という定義に当たるるものも含まれているというところは申し添えをさせていただきます。

【山本主査】 ありがとうございます。

一通り、今お手が挙がっている方には御発言いただいたのではないかなと思いますが、追加で何かあればと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、森さん、お願いいいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。お時間あるということのようですので、ちょっと

踏み込んだ話をさせていただこうと思います。

これは意見、賛否あるところだと思うのですけれども、先生方御指摘のとおり、もしかしたら、ある程度大きなウェブサイトに限定するとか、そういうことは考え方としてはあるかも知れないなと思うのですけれども、他方で、今の外部送信による情報収集の状況の問題というのは、割とマイナーなところへのアクセスというのが問題になるかなと思っています。

それはつまり、例えばケンブリッジ・アナリティカみたいなものを考えたときに、皆さんを見る、同じようなもの、例えばヤフーとかYouTubeとか、そういうのももちろんそうなのですけれども、もう少しコンテンツであっても、例えば大谷翔平のXだとか、それは極端ですけれども、みんなで楽しく見るような、例えばTVerとか、そのほかにもいろいろあると思うのですけれども、みんなでたくさん的人が見るようなファーストパーティ、そういうものは、そんなにその人の特性を際立たせないというか、その人の顕著な特徴に反映されるものではないと思うのですよね。あなたもみんなと同じなのねということだと思います。

それに対して、ロングテールのウェブサイトについては、やっぱりその人なりの特徴というのが出てくる。1つか2つだったら、そんなことないのかもしれませんけれども、全体としてアクセス数の少ないウェブサイトにおいて外部送信がある。その閲覧履歴を把握できるということは、その人の際立った特性を分析するきっかけになる情報だと思いますよね。

なので、それは御意見はいろいろあると思うのですけれども、私としては、アクセス数の小さなファーストパーティについてもベストプラクティスにおいて対象にするほうが、もともと我々が心配している出発点であるところの通信関連プライバシーというところからすると、趣旨にかなっているかなという気はしております。

【山本主査】 ありがとうございます。

江藤さんの先ほどのアクセス数だけで判断するというのは少し留保が必要なのではないかという御発言と共通するところがあるところです。確かに陰謀論的なサイトとか、非常にマニアックなサイトのほうが、外部送信されると、プロファイリングが強くかかると申しますか、ある種のリスクが出てくるということはおっしゃるとおりかなとも感じました。ありがとうございます。ここも非常に重要なところです。今後の議論進めていく上で、頭に入れておく必要があるかなと思いました。

寺田さん、お願いいいたします。

【寺田構成員】 今の森先生のお話の部分になるのですけれども、ちょっと分けて考える

必要があるのかなと思うところがあつて、外部送信規律、これは法律ですよね。これに関しては、既にできているということもあつて、これはあまねく全てが対象と考えるべきで、それは当然、そこに大きい小さいとか、ほかの留保事項というのではないと思いますが、ベストプラクティスという段階になったときには、その辺りの段階的にどうなのみたいな部分というのは多少考えたほうがよいかもしないかなとは思っています。

というのは、ベストプラクティスという言い方でいくと法律ではないので、SPSIにあるような全てのことをやろうと思うと、中小企業には相当つらい部分があるかなという気もしているので、この辺りは少し検討する余地があるのでないかなと思っています。

以上です。

**【山本主査】** 法令遵守とベストプラクティスというのは、一応切り分けて議論をしないといけないということは、最初から御指摘されていたとおりだと思います。また、ベストプラクティスのなかで何を優先的に守るべきかは、リスクとの関係を考慮することが重要なのではないかと思いました。

ほかにいかがでしょうか。今までのところで、事務局から何か付け加えることがあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**【小玉利用環境課課長補佐】** ありがとうございます。寺田先生からも森先生からもご示唆に富むコメントをいただいていると思います。

まず外部送信規律自体は、事業規模を元に対象を切ってはいないということで、森先生が御指摘されているように、外部送信全体に網をかけているというところなので、まさにベストプラクティスを今度考えていくときに、どのような対象を考えていくかは、これから議論を深めていかなければいけないとは思っております。

報告書にも書かせていただいたとおり、アプリと同じように考えていいのかどうかという点ですが、パラレルに考えていいのか、そうではないのかというところも多少あるとは思いますので、先生方から御意見いただきつつ、議論を進めていければと思っております。

以上でございます。

**【山本主査】** ありがとうございます。

ほかになければ、一応5時までお時間いただいているかと思うのですが、そこまで続ける必要性もないというところで、早めに終わらせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

森さん、お願ひします。

【森構成員】 すいません。お時間あるということなので、もう一つだけ、すいません。  
今日のお話は、すごく根本的なことだと思いますし、先ほどの寺田さんのおっしゃることも、それは分かります、趣旨としてはね。その対応能力みたいなことも考えたほうがいいのではないか、それはそうなのですが、江藤先生と私が申し上げているのは、趣旨からすると、そうじやないんじやないの、小さいところも重要なんじやないのというところで、そこはバランス論としてあると思うのですけれども、もう一つ、法律のほうが、あまねくと言うには対象が狭い。電気通信事業を営む者になっていましたので、そのところはやっぱり考える必要があつて、それはみんななんじやないのと私は思っています。今日のところは頭出しですけれども、別に電気通信事業を営む者に限る必要はないとは思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

リスクとして、我々が何をどう捉えるのかということとの関係で、恐らく対象についても今後少し精緻な議論をしていかなければいけないのではないかと思いました。

いずれにせよ法令遵守のところについては、そもそもウェブ運営事業者についてはまだ認知が低いというところが今回見られたわけです。それらの事業者については、ふだん総務省との接点があまりない方々も含まれているかもしれませんなか周知が難しいところがあるのかなと思いましたけれども、まずは、そこもしっかりやっていかないといけない。ウェブ運営事業者に対する周知というのも、まずもって必要で、その上で、このベストプラクティスをどうしていくのかということを考えていく必要があるのかなど、伺つていて思いました。

それでは、これ以上、特にコメント、御質問ないようでしたら、この辺りで意見交換を終了させていただければと思います。

では、一旦事務局に、連絡事項等あればお願ひいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

次回の会合でございますけれども、先ほど申し上げさせていただいたとおり、来年1月30日を予定しております。

また、今回の議論の模様は、議事概要を作成し、皆様に御確認の上、公開差し上げさせていただきます。

事務局からは以上でございます。年末までありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第34回会合を終了させていただきます。本日も、今お話があったように年末ですが、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。